

(生活安全課から転送) Fw: 問い合わせ/受付内容

送信日時	2024年03月25日 (月) 15:45:43		
重要度	通常	サイズ	5.7 kB
差出人	私の提案 <mail@city.sanyo-onoda.lg.jp>		
To	農林水産課 共通ユーザ <nourin@city.sanyo-onoda.lg.jp>		

農林水産課 御担当者 様

「わたしの提案」に届いたメールを転送します。
問合せとして御対応くださいますようお願いいたします。

生活安全課 三浦 (内線292)

----- Original Message -----

From: ki-kouhou@city.sanyo-onoda.lg.jp
To: mail@city.sanyo-onoda.lg.jp
Sent: Monday, March 25, 2024 15:10 PM
Subject: 問い合わせ/受付内容

ID-8:わたしの提案

Q: ご意見・ご要望・ご提案をこちらに
A: 山陽小野田市長 藤田 剛二 様

私は市内で株式会社[]を運営する[]と申します。
昨年の6月から山陽小野田地方卸売市場にてご縁があり、事業所として東高泊より移転してまいりました。
山陽小野田市の管理地という事も安心して事業を継続できるものと思い入居したのですが、入居間もなく一部市民の方から軒下の商品や駐車場の利用方法などご指摘を頂き都度改善対応してきました。
ところが神経質なくらいの要求に人手不足から即日対応が難しい面もあり、そのことを理由に令和6年3月末での契約解除となりました。
あまりにも一方的で理不尽だと思う事を発言する場がないので、このシートを利用させて頂きます。
まず、軒先に商品を置かざるおえなかったのは、市場の屋根からの雨漏りが原因で商品の陳列にケアが必要だった事が理由の一つです。
商品が雨に濡れ雨天の際は度々拭き掃除をしなくてはならない為、再三雨漏り改善を要求しました。にもかかわらず雨漏りの対応はしてもらえず、現在に至っております。
それでも市の農林水産課にお話に向った際、軒には商品を置かないでの一点張り、「普通アパート借りて軒に物を置くなどはならないはず」と言っても規約に記してあるとの回答でした。
では雨漏りはしますと規約に記してあるのか？事前に雨漏りはしますといった説明はあったのか？と尋ねたところいずれ修繕対応しますとの回答でした。
そんなことで税金を使わなくていいから軒の使用を認めて欲しいとお願いましたが規則を盾にお断りされました。
常識的に考えて雨漏りしますが入居しますか？聞かされ入居する方がいらっしゃるのでしょうか？
誰かに迷惑がかかる事もなく、そんなに難しい事なのかと正直思いました。
弊社は山陽小野田市で法人化し11年間、山陽小野田市の発展、飲食業界の発展を願う事業を続けてきましたが、地方卸売市場に移転したからは一部の論争に巻き込まれた状況で本来の業務にかなりの支障が出ています。
地域貢献の一環で平成29年には山陽小野田市スポーツ交流施設に製氷機を寄付させて頂き、コロナ禍には市内の飲食店をサポートしてまいりました。また、小野田駅前への飲食店誘致など積極的に市内活性化のごく一部ですが尽力してまいりました。
なぜ事は事の核心に触れず一方的に対応されるのでしょうか？そんなに一部？一人？の指摘に四苦八苦するのでしょうか？
地方卸売市場は市の管理地でさびれた場所でしたが、税金を使用せず人気スポットにする勝手な使命感で移転し、徐々に現実のものとしてきました。
何をしてるのか全く分からない場所を若い方々の起業で活性化を図っているのに市の職員の対応にはがっかりです。
契約解除退去命令には従いますが、もっと柔軟な考え方で若者が生き生きできる街になる事を望んでいます。

Q: ふりがな

A: [REDACTED]

Q: 氏名

A: [REDACTED]

Q: 年齢

A: [REDACTED]

Q: 性別

A: [REDACTED]

Q: 住所

A: [REDACTED]

Q: 電話番号

A: [REDACTED]

Q: E-MAILアドレス

A: [REDACTED]

Q: 市からの回答について、いずれかにチェックをお願いします。

A: 必要

Q: 回答について、「必要」を選択された場合は、いずれかにチェックをお願いします。

A: 公表を希望しない

IP address:153.187.229.0,23.220.247.11

USER AGENT:Mozilla/5.0 (Windows NT 10.0; Win64; x64) AppleWebKit/537.36 (KHTML,like Gecko)
Chrome/122.0.0.0 Safari/537.36 Edg/122.0.0.0

----- Original Message Ends -----

アクセスURL

http://grpwsv.city.sanyo-onoda.local/niceoffice/?module=office&controller=share-mail&exec=init#/detail/mid=2625796&share_member_id=1015



ご意見に対する回答について

送信日時	2024年04月05日 (金) 17:07:31		
重要度	通常	サイズ	3.2 KB
差出人	nourin_n<nourin_n@city.sanyo-onoda.lg.jp>		
To	[REDACTED]		

株式会社 [REDACTED]
代表取締役 [REDACTED] 様

お世話になっております。
市役所農林水産課の稲葉です。

令和6年3月25日に「わたしの提案」においてご意見のメールをいただきました件について、
下記のとおり回答します。

①「神経質なくらいの要求に人手不足から即日対応が難しい面もあり、そのことを理由に令和6年3月末での契約解除となりました。」

→令和6年3月末での解除は、一部の市民からの指摘や要求によるものではなく、転貸承諾している範囲外に物品が置かれている状況があり、
再三注意・指導したにもかかわらず、契約に反した無断転貸行為が幾度もあったことによるものです。

②「再三雨漏り改善を要求しました。」

→市と賃貸借契約にある㈱フレッシュからは雨漏り修繕依頼は一度もなく、令和6年2月5日に、どうしてもという
ことで、

農林水産課職員2名で現地確認させていただきました。貴社と市は直接の契約を結んでおらず、あくまで、貴社と㈱
フレッシュ、

㈱フレッシュと市の契約関係にありますので、直接契約関係にある貴社と㈱フレッシュとの間で解決すべきものと思
われます。

③「雨漏りはしますと規約に記してあるのか？事前に雨漏りはしますとといった説明はあったのか？」

→㈱フレッシュと市における土地建物賃貸借契約時に、現状のまま物件を引き渡しており、一部雨漏りがある状況で
引き渡しておりますので、

貴社と㈱フレッシュが賃貸借（転貸）する中で、どういったやり取りがあったかは市では把握できません。

④「事の核心に触れず一方的に対応されるのでしょうか？」

→前述のとおり、今回の対応は、転貸承諾している範囲外に物品が置かれている状況があり、

再三注意・指導したにもかかわらず、契約に反した無断転貸行為が幾度もあったことによるものです。

この行為は、法律に抵触しており、市と㈱フレッシュの賃貸借契約において、契約解除に繋がることからの対応で
す。

〒756-8601
山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市 経済部 農林水産課
農林係：稲葉
TEL:0836-82-1152
FAX:0836-84-6937
Email:nourin_n@city.sanyo-onoda.lg.jp



アクセスURL

http://grpwsv.city.sanyo-onoda.local/niceoffice/?module=office&controller=share-mail&exec=init#/detail/mid=2643367&share_member_id=1016